



報道発表資料

令和3年12月23日

独立行政法人国民生活センター

乳幼児による水で膨らむボール状の樹脂製玩具の誤飲にご注意！

1. 目的

2021年6月、国民生活センターの「医師からの事故情報受付窓口」（以下、「ドクターメール箱」とします。）^(注1)に、乳児が水で膨らむボール状の樹脂製の玩具（高吸水性樹脂^(注2)）を誤飲して腸閉塞を起こし、開腹手術をしたという事故情報が寄せられました。また、同年10月と12月にも、それぞれ別の地域の医師から同様な事故情報が寄せられました。

国民生活センターでは、2015年にインテリアやディスプレイ等に使用する、水で膨らむボール状の樹脂製品による幼児の腸閉塞の事故があり、注意喚起を行いました^(注3)が、再び同様の事故が樹脂製玩具においても複数件発生していることから、事故の再発防止のため、改めて消費者に注意喚起を行うこととしました。

(注1) 消費者が商品・役務の利用等により事故に遭い医療機関を受診した情報を直接医師から得ることで、事故情報を早期に把握し、再発・拡大防止に役立てるため、2014年8月より「医師からの事故情報受付窓口」（愛称：「ドクターメール箱」）を開設しています。

(注2) 水と接触することによって吸水し、自重の100～1,000倍の水を吸収でき、吸水することでゲル状になる性質があり、一度吸水すると圧力をかけても水が戻りにくい特徴があります。市販品では、高吸水性樹脂、吸水性樹脂、アクリルポリマー、吸水性ポリマーなどと表示されています。高吸水性樹脂を利用した一般消費者向け商品には、吸水・保水させるタイプとして、紙おむつや生理用品などの衛生用品、着色した観賞用のインテリア用品などがあります。また、吸水・ゲル化した状態で販売されているタイプとして、有効成分を添加した芳香剤・消臭剤や虫除け用品、栄養成分を添加した園芸用品などが見られます。

参考：「平成26年度 特許出願技術動向調査報告書（概要） 高吸水性樹脂」（特許庁）、JIS K7223 「高吸水性樹脂の吸水量試験方法」、JIS K7224 「高吸水性樹脂の吸水速度試験方法」

(注3) 「幼児が水で膨らむボール状の樹脂製品を誤飲—十二指腸閉塞、開腹手術により摘出—」（2015年10月1日公表）

2. ドクターメール箱に寄せられた事故情報

【事例1】^(注4)

生後11カ月の患児が自宅の庭で上の子と遊んでいたとき、水で膨らむボール状の樹脂製玩具（以下、「当該品」とします。）を食べていた可能性があった。その夜から嘔吐があり、嘔吐物の中に当該品の一部があった。すぐに病院を受診し、腹部CT検査を受けたところ腸閉塞が認められたため、当該品による腸閉塞を疑い、開腹での手術を行った。小腸内に当該品が直径30mm大に拡張し、通過障害を起こしていた。当該品は腸の外から押すと腸管内を移動したため、下行結腸^(注5)まで押し込んだところ、手術後に便とともに排出された（写真1参照）。

（事故発生日月：2021年6月、11カ月・男児）

(注4) 消費者安全法第12条2項に基づき消費者庁へ通知し、「消費者安全法に基づく重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データベース登録について」(2021年7月8日、消費者庁)において事故情報データベースに登録、公表された事例。

(注5) 大腸のうち上腹部から下腹へと続いている部分で、その後はS字結腸、直腸、肛門と続く。

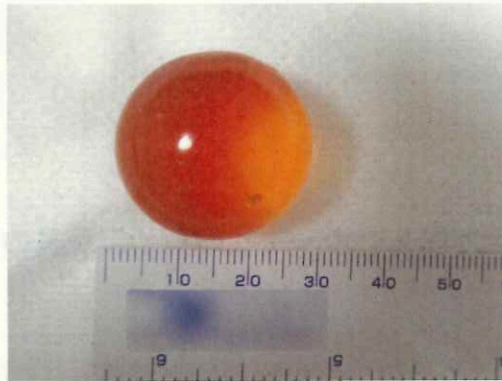


写真1. 事例1で排出された当該品の外観

【事例2】(注6)

生後9カ月の患児に発熱や咳が繰り返し出る症状が現れ、翌日から嘔吐症状と食欲低下があり、翌々日、咳が治らず、入院した。その翌日、腹部レントゲンで腸管が広がっている様子がみられたこと、腹部のCT検査やMRIで小腸先端に異常がみられたこと、また、同部位での閉塞が疑われたことから、同日、転院搬送され、緊急手術を行い小腸内の異物を摘出した。摘出された異物は4cm×2.5cm大の鶏卵型の樹脂製の物質であった(写真2参照)。

(事故発生日月: 2021年9月、9カ月・男児)

(注6) 消費者安全法第12条2項に基づき消費者庁へ通知し、「消費者安全法に基づく重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データベース登録について」(2021年11月5日、消費者庁)において事故情報データベースに登録、公表された事例。



写真2. 事例2で摘出された異物の外観

【事例3】

1歳の患児が自宅で上の子と水で膨らむボール状の樹脂製玩具と一緒に遊んだ1~2時間後から嘔吐があり、救急外来を受診したが、誤飲は判明しなかった。その後、近くの医療機関に通院していたが、症状発生から4日経過しても嘔吐症状が続いていた。新たに腹部の膨満が生じたことから、再度救急外来を受診したところ、腸閉塞の診断を受けて入院した。超音波検査に

より複数の膨張したボールが腸管内に確認され、誤飲から 5 日後に転院搬送され、同日、開腹手術を行い、腸管内の異物を摘出した。

(事故発生年月：2021年12月、1歳・男児)

3. 消費者へのアドバイス

(1) 水で膨らむ樹脂製品を誤飲すると、消化管内で膨らんで腸を閉塞することがあります。子どもが使用するときには保護者の監督下で行い、子どもが容易に持ち出せない場所に保管しましょう

子どもによる水で膨らむ樹脂製品の誤飲事故では、保護者等が誤飲した現場を見ておらず、気が付かない場合があります。誤飲した場合、気づかずにいると、腸を閉塞して重症化し、開腹手術により取り除かなければならなくなるおそれがあります。子どもが使用するときには保護者等の監督下で行い、自由に使ったり、容易に持ち出すことができない場所に保管しましょう。

なお、水で膨らむ樹脂製品は、成人でも腸閉塞を起こす可能性があり、特に認知症の高齢者では十分注意する必要があります^(注7)。

(注7)「幼児が水で膨らむボール状の樹脂製品を誤飲—十二指腸閉塞、開腹手術により摘出—」(2015年10月1日公表)「7. 医師のコメント」より。

(2) 水で膨らむ樹脂製品の誤飲に気づいたときや、その疑いがあるときは、直ちに医療機関を受診しましょう

水で膨らむ樹脂製品を誤飲した、もしくは誤飲の疑いがある場合は、速やかに医療機関を受診し、誤飲したものが高吸水性樹脂であることや、誤飲したおそれがある時間を医師に伝えてください。また、商品やパッケージなどが残っていれば、受診の際に医師に見せてください。

(3) 対象年齢以下の子どもがいるご家庭では、水で膨らむ樹脂製品の購入を控えることも検討しましょう

水で膨らむ樹脂製品の対象年齢以上の子どもに買い与えたつもりでも、対象年齢以下の子どもがいるご家庭では、親の目の届かないところで対象年齢以下の子どもに与えたり、自ら使い、誤飲してしまうことがあります。対象年齢以下の子どもがいるご家庭では、購入を控えることも検討しましょう。

○情報提供先

消費者庁	(法人番号 5000012010024)
内閣府	(法人番号 2000012010019)
内閣府 消費者委員会	(法人番号 2000012010019)
厚生労働省	(法人番号 6000012070001)
経済産業省	(法人番号 4000012090001)
公益社団法人 日本小児科学会	(法人番号 5010005018346)
一般社団法人 日本小児外科学会	(法人番号 4010005029963)

扱い：本資料につきましては、12月23日の記者説明会開催後に解禁といたします

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165